

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③時間差において二つ以上の巨大地震が発生する可能性があること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要がある。特に津波災害対策については、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、推進するものとする。

また、総合的な津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

この計画は、平成25年11月に改正された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日中央防災会議作成）等を踏まえて、南海トラフ地震にともない発生する津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。また、国、県等の被害想定見直し等の動向にも注視し、必要があると認められるときはこれを修正するものとする。

2 計画の位置づけおよび構成

本計画は、南海トラフ地震特措法第5条に基づく推進計画として、香南市防災会議が定めるものであり、「香南市地域防災計画」の一部とする。

本計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「香南市地域防災計画」による。

3 計画の点検と習熟

本計画は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

また、本市の職員および防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら、本市の防災対策に係わる各主体が連携、協力して習熟に努める。

第2節 災害想定

1 南海トラフ地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に3~5cm程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。

こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的よく分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100~150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。昭和東南海地震および昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性は高まっている。

過去に南海トラフで起きた大地震は多様性があるため、次に発生する地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難である。そのため、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を1つの領域として考え、この領域では大局的に100~200年で繰り返しM8~9クラスの地震が起きていると仮定し、災害の想定を行う必要がある。

2 南海トラフ地震の災害想定

(1) 想定される南海トラフ地震・津波

東日本大震災後の平成23年4月、国において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置され、同年9月に報告がとりまとめられている。防災対策で対象とする地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること、また、津波対策を構築するにあたってのこれから想定津波の考え方として、以下に示す「レベル1」「レベル2」の2つのレベルの津波が想定される。

■ レベル1とレベル2の地震・津波の比較

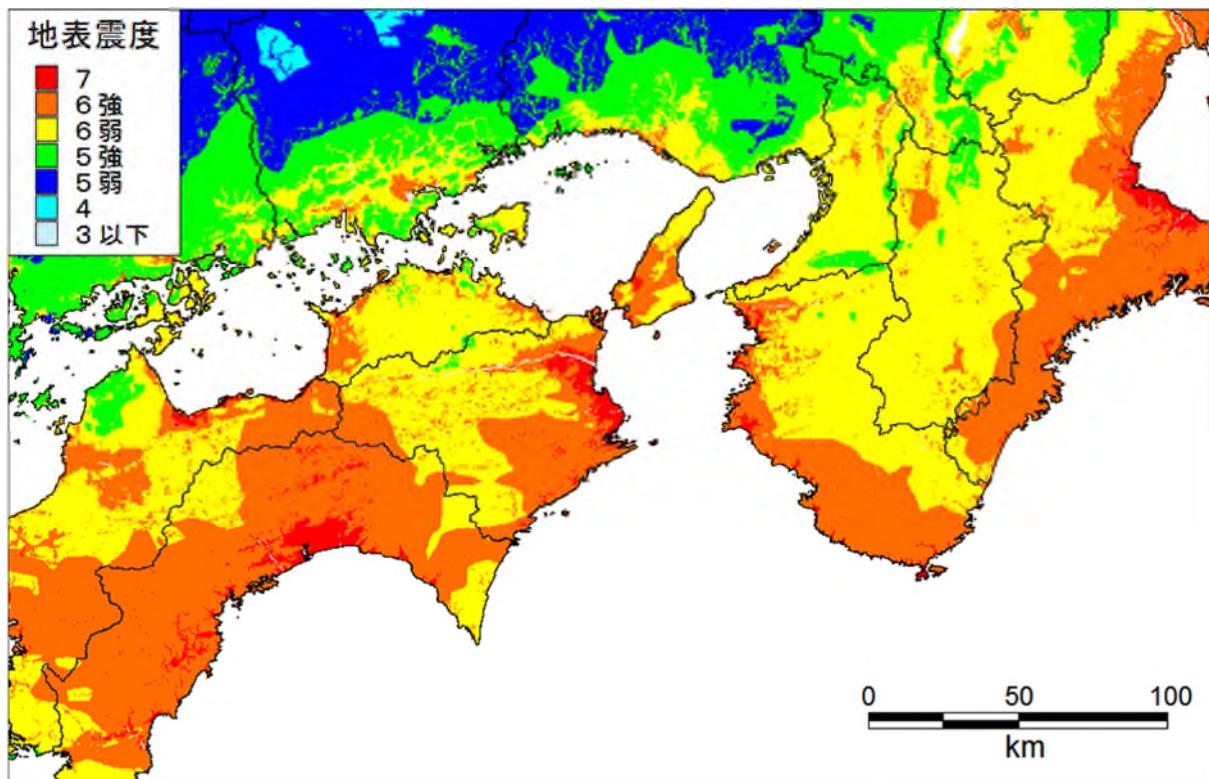
比較項目	レベル1（L1）	レベル2（L2）
発生頻度	比較的高い (100年に一度程度)	極めて低い (1000年に一度かそれ以下)
地震・津波規模	過去に発生してきた M8クラス	あらゆる可能性を考慮した M9クラス（最大クラス）
想定被害	大きな被害をもたらす	甚大な被害をもたらす
公表時期	内閣府：平成15年 高知県：平成16年	内閣府：平成24年 高知県：平成24年

(2) 地震の揺れの特徴（震度）

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、本市に大きな影響を与える「強震動生成域」は、高知県には、土佐湾東部および西部の2つある。また、その周辺では、紀伊水道や潮岬沖にある。内閣府では、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

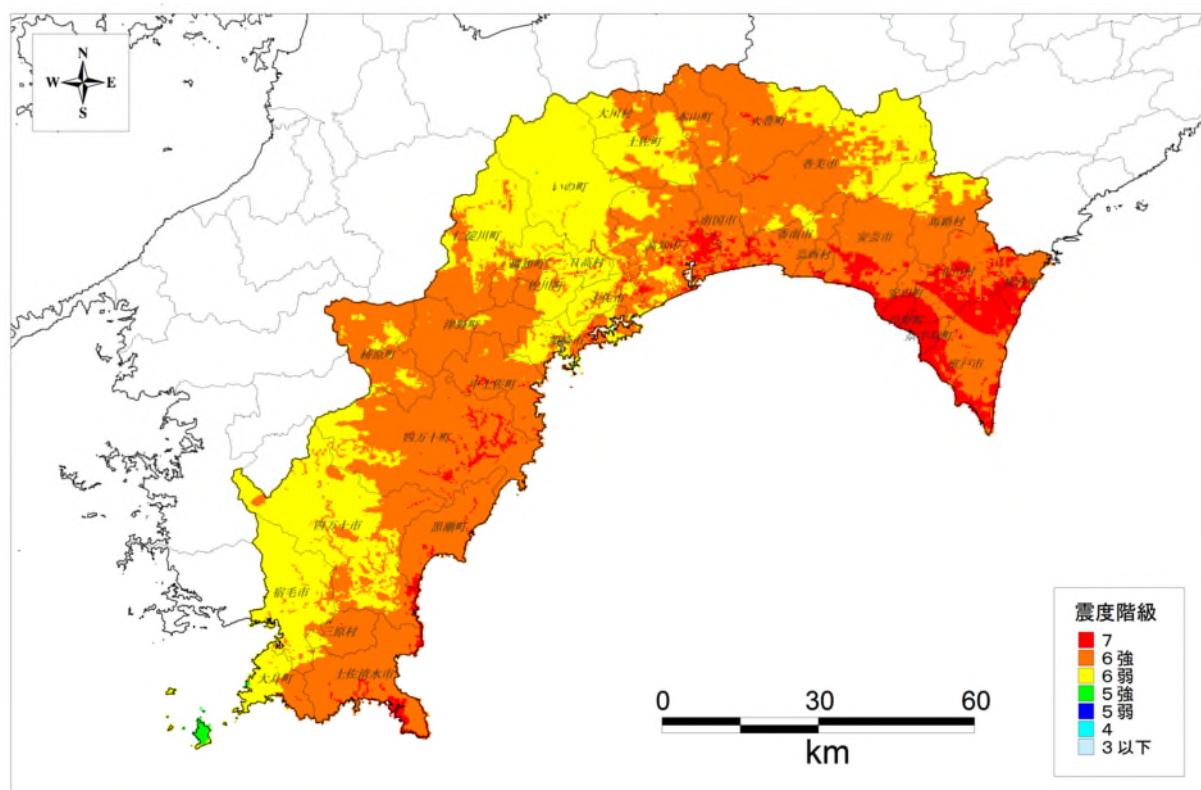
本市が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに陸側にずれた「陸側ケース」で、本市では市内全域で震度6強から震度7となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定においても、本市は山間部の一部を除き、震度6強から震度7となる。

■ 国のモデルによる香南市で最も震度が大きくなるケースにおける震度分布



出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告 内閣府（平成24年8月29日）

■ 高知県のモデルによる震度分布（最大クラス重ね合わせ）



出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果 高知県第二版（平成24年12月10日）

(3) 津波の特徴

津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域+超大すべり域」の設定場所によってケース①～⑤の5つの基本ケースが考えられ、さらに派生的な6ケースをあわせて11のケースが検討された。

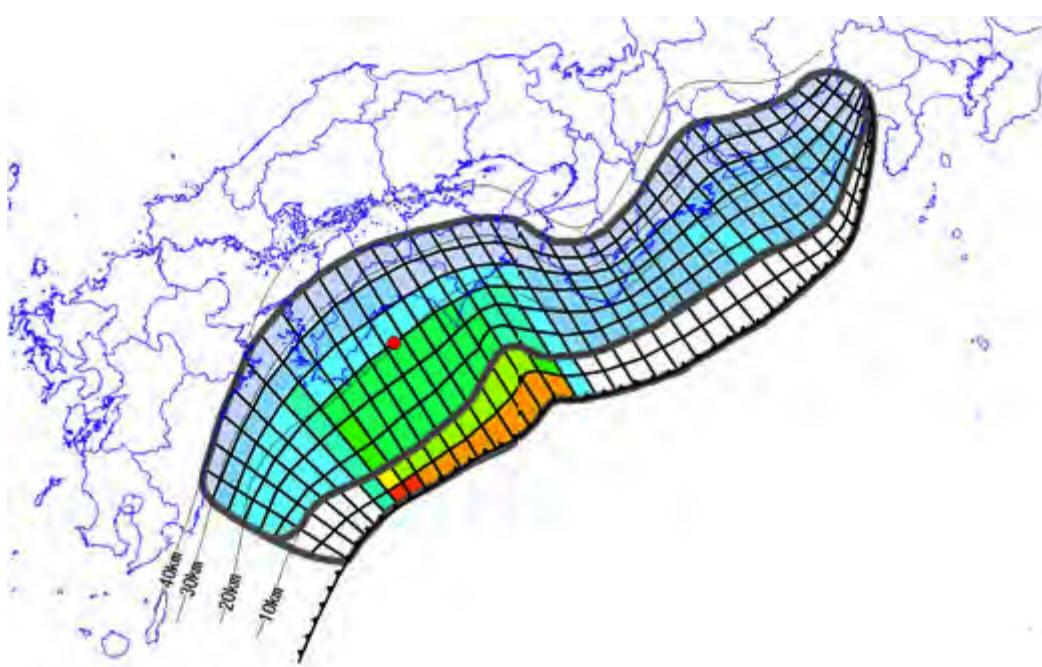
本市においては、四国沖に大すべり域+超大すべり域を設定するケース④が、津波の高さが最大かつ到達時間も最短となる。

高知県の検討では、国の11ケースのうち、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪の6ケースが採用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、本市は国のモデルの場合と同じく、ケース④で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)において、浸水深30cmの津波は、本市の海岸に10～20分後に到達し、30～40分後には平野部が内陸2km程度までが浸水する。

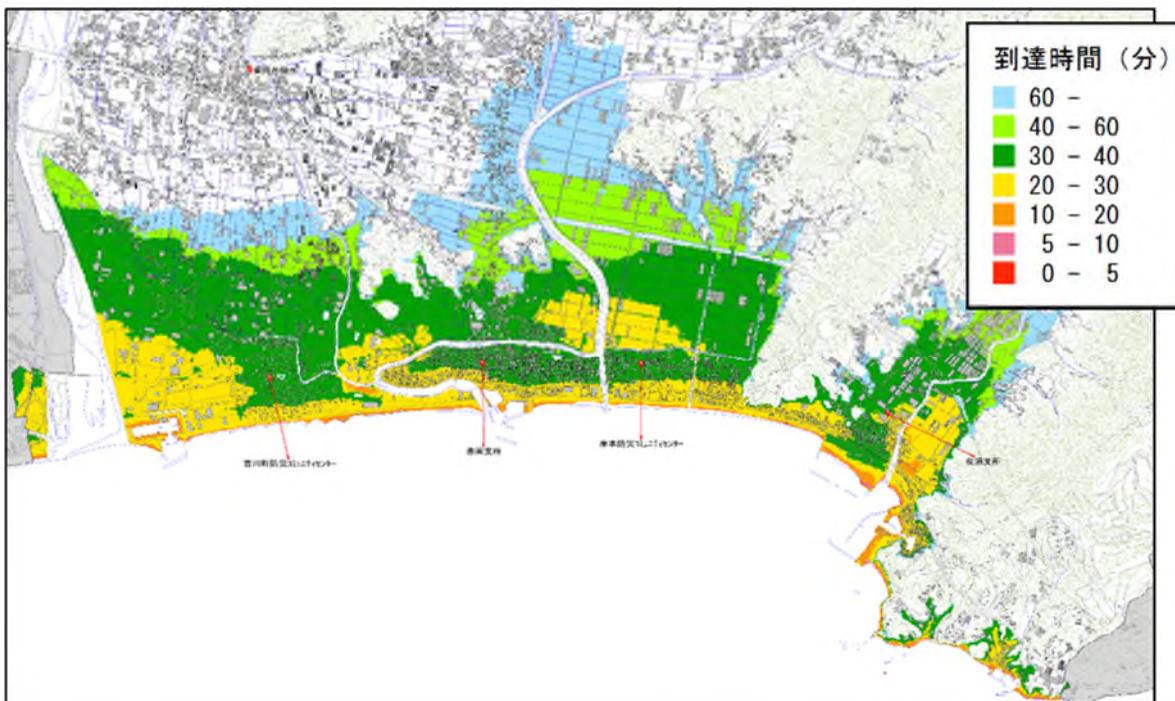
また、最大浸水深は、多くの浸水想定区域で5～10m、一部地域では15mに達する。

■ 国のモデルによる、香南市に最大の被害が及ぶ津波ケース（ケース④）



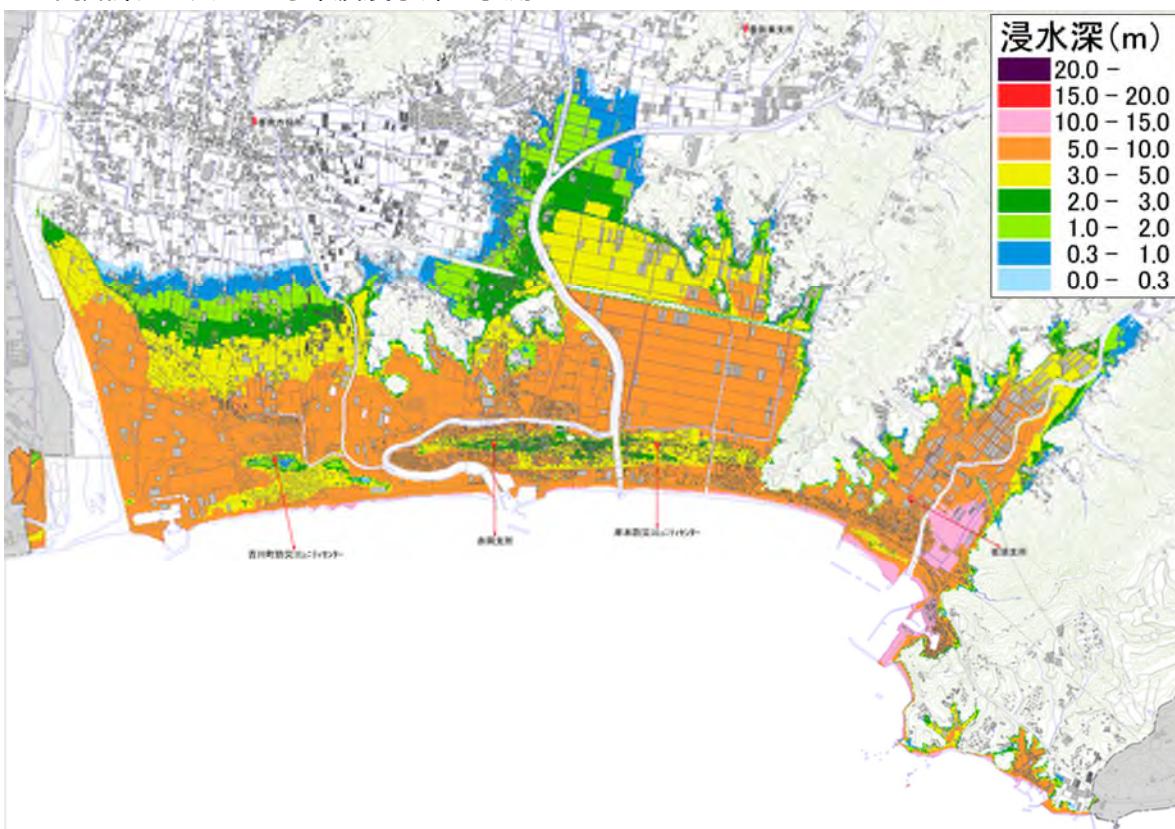
出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告 内閣府（平成24年8月29日）

■ 高知県のモデルによる30cmの津波の到達時間の予測



出典：香南市津波浸水再解析更新業務（平成29年2月）

■ 高知県のモデルによる津波浸水深の予測



出典：香南市津波浸水再解析更新業務（平成29年2月）

3 被害シナリオ

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
地盤 ※1	地震動	・市全域で震度6弱-7の揺れ	・余震	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	津波	・防潮堤や河川堤防が地震動で破損し、津波が到達する前に浸水発生	【30cm津波】 ・5-10分：沿岸部 ・20-30分：内陸500m程度 ・30-40分：内陸2km程度	・大津波警報から津波警報・注意報に切り下げ ・余震による津波の可能性あり	・津波警報・注意報解除 ・余震による津波の可能性あり	・余震による津波の可能性あり	(同左)
	液状化	・液状化により10棟程度が被害	・大きな余震が発生すると液状化が拡大	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	土砂災害	・土砂災害警戒区域等で崩壊が発生	・余震や降雨の影響で地盤が緩み、崩壊する可能性あり	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
建物 ※1	建物被害	・揺れ：4,800棟全壊 ・津波：4,200棟全壊	・余震損壊	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	火災	・火災：60棟焼失 ・初期消火で消火できなかった場合延焼が拡大	・消防運用で消し止められなかった火点において延焼が拡大 ・通電火災が発生する可能性あり	・延焼火災が鎮火	(同左)	(同左)	(同左)

※1：高知県版 南海トラフ地震による被害想定（高知県 H25.5.15）による被害想定に基づき被災シナリオを編集

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
ライ フ ラ イ ン ※2	電力	【約 91%で停電】 <ul style="list-style-type: none">・津波浸水、揺れ、火災等により、電柱（電線）、変電所、送電線の被害が発生し停電	(同左)	【約 84%で停電】 <ul style="list-style-type: none">・電柱（電線）、変電所、送電線の被害の復旧は限定的	【約 50%で停電】 <ul style="list-style-type: none">・系統の切り替えにより、配電線等の被害がなかった地域またはそれらの被害が軽微であった地域を中心電力供給可能な範囲が拡大	【約 19%で停電】 <ul style="list-style-type: none">・大部分の地域で停電状況は解消されるが、供給側施設が被災した場合は、復旧にかかる期間が長期化する可能性あり	・応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり
	固定電話	【約 79%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・津波浸水、揺れ、火災等により、電話線の断線、通話の輻輳が発生	(同左)	【約 74%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・電話線の被害等による通信障害はほとんど改善しない	【約 50%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・応急復旧作業により、徐々に通話機能支障状況が改善・避難所等に特設公衆電話を設置	【約 23%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・通話機能支障状況はある程度解消	【約 20%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり
	携帯電話	【約 23%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・基地局には非常用電源が整備されているため、発災直後の数時間は停電による大規模な通信障害が発生する可能性は低い・通信ネットワークが機能するエリアでも、大量のアクセスにより、輻輳が発生・パケット通信では、音声通信ほど規制を受けにくいものの、メールの遅配等が発生	(同左)	【約 74%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・停電したエリアの携帯電話基地局は非常用電源の燃料補充が限定的であるため多くの基地局で機能停止が発生	【約 50%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・移動式の交換機の配備や基地局の電源確保等が進まず、通信の回復は限定的	【約 22%で不通】 <ul style="list-style-type: none">・通話機能支障状況はある程度解消	・応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり

※2:南海トラフ地震の被害想定について【第二次報告】(中央防災会議 H25.3.18)による高知県の被害想定に基づき被災シナリオを編集

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
ライ フ ラ イ ン ※2	上水道	<p>【約 99%で断水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により浸水した水源地では、運転を停止 ・被災していない水源地でも、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料が無くなった段階で運転停止 ・避難所等では、備蓄により飲用水は確保されるが、給水車による給水は限定的 	(同左)	<p>【約 98%で断水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した水源地、管路被害等の復旧は限定的 	(同左)	<p>【約 82%で断水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した水源地、管路被害等の復旧は限定的 	<p>【約 30%で断水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大きいエリアを除けば、ほとんどの管路、水源地が運転できる状態に復旧 ・応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり
	下水道	<p>【約 97%で支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路、ポンプ場、処理場の被災により運転停止 ・被災していない処理場でも、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料が無くなった段階で運転停止 ・避難所等で、災害用トイレ等の確保が必要 	(同左)	<p>【約 95%で支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した処理場、管路被害等の復旧は限定的 	(同左)	<p>【約 59%で支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧作業により、徐々に機能支障状況が改善 	<p>【約 9%で支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり

※ 2:南海トラフ地震の被害想定について【第二次報告】(中央防災会議 H25.3.18) による高知県の被害想定に基づき被災シナリオを編集

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
ライフライン ※2	LPガス	<ul style="list-style-type: none"> 地震を感じたマイコンメーターにより供給が自動遮断 ガス漏れ通報多数 	(同左)	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧作業により、徐々に機能支障状況が改善 	<ul style="list-style-type: none"> 点検・応急復旧作業が進み、大部分の地域で機能支障状況は解消 LPガス充填所などの供給側施設が被災した場合は、ガスボンベが不足し、空になったボンベや流失したボンベの交換ができなくなることから、復旧にかかる期間が長期化する可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 津波により被災した場合、ほぼ全ての浸水した道路が通行不能 津波浸水エリア以外でも地震動・液状化による構造物被害、路面被害、電柱等工作物被害、崖崩れ等により、多くの箇所で通行困難 高規格道路は構造自体に大きな被害は発生しないが、点検・規制のため通行止め 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報・注意報が発表されている地域は、解除までの2日間程度通行不能 津波浸水エリアに進入できないほか、内陸部でも迂回路で渋滞が発生するなど物流・人流が著しく制限 被害が軽微な地域においても、広域的な停電の影響で信号などの交通管制に支障が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格道路は仮復旧が完了し、交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能 停電が継続する地域においては、交通管制の支障が継続 	<ul style="list-style-type: none"> 停電がほぼ解消し、被害が軽微なエリアの交通規制はほぼ回復 津波浸水エリアに進入する緊急仮復旧ルートが概成 緊急通行車両として標章発行の対象となる車両が徐々に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧から本復旧に徐々に切り替わるが資機材が不足する状況が続ければ、本復旧を開始できない可能性あり

※2:南海トラフ地震の被害想定について【第二次報告】(中央防災会議 H25.3.18)による高知県の被害想定に基づき被災シナリオを編集

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
救助・支援	建物倒壊	<ul style="list-style-type: none"> 古い木造建物の倒壊等で下敷き・生き埋めとなる人が多数発生 消防や警察に救助要請が殺到 	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 下敷き・生き埋め者の救出救助活動が継続されるが、時間経過とともに生存率が減少する可能性あり 津波浸水エリアでは建物倒壊や流出、漂流物等で足の踏み場もない状況であり、捜索活動が難航 多数の遺体の検死等に時間を要する 	(同左)	—	—
	火災	<ul style="list-style-type: none"> 揺れの大きなエリアを中心に同時多発火災が発生 初期消火で消火できなかった場合延焼が拡大 断水により一部の消火栓が使用不能 	<ul style="list-style-type: none"> 消防運用で消し止められなかつた火点において延焼が拡大 通電火災が発生する可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災が鎮火 	(同左)	—	—
	医療・救護	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの救助要請が殺到 救急車の不足、道路被害や交通渋滞等により搬送が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害やライフルイン機能障害等により医療機関の対応力が低下する中、重傷者や軽傷者等の膨大な数の医療需要が発生 医師・看護師等の不足で診療機能が低下 病院でのトリアージを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所の体制を確立 医薬品不足が発生 断水・停電が継続し、多くの人工透析患者が通院または入院している施設での透析が困難 転院を要する患者を移送させる手段（燃料含む）、移送先の確保・調整が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等への回診（持病持ち者、被災者等） 要配慮者等への対応、健康管理（精神的ケア、生活不活発病対策含む） 栄養対策、感染症対策 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の入院対応力不足が継続 避難所生活から来る疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病・病状の悪化等が発生 	(同左)

		第1フェーズ		第2フェーズ	第3フェーズ	第4フェーズ	第5フェーズ
		地震発生	2-3時間	1日後	2-3日後	2週間後	1ヶ月後
救助・支援 3-503	避難所	<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報の発令、土砂崩れによる被害を防ぐために、避難指示が発令 被害の大きな地域では満杯となる避難所が発生 避難スペースが天井等の非構造部材や設備の損壊等で使用不能になる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に残った人、避難所等へ避難したとともに、余震が怖い等の理由で屋外に避難する人が発生（屋外避難者は人数が把握しづらくなるとともに、特に冬季は問題が深刻となる） 指定避難所以外にできたテント村等が当初認知されず、食料や救援物資等が配給されない事態が発生 	<p>【避難者数：9,700人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 停電が継続し、非常用発電機がない避難所では夜間は真っ暗、また暖房・冷房が機能していない状況下で避難生活を余儀なくされる 断水が継続し、飲料水の入手や水洗トイレの使用が困難となる 	<p>【避難者数：11,000人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所間で、食事の配給回数やメニュー、救援物資の充実度等にばらつきや差が生じ始める 交通機関途絶によるアクセス困難などから、ボランティアや救援物資に避難所間の格差が生じ、避難者に不満が発生する 	<p>【避難者数：9,900人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の変化・悪化・寒さ等により、罹病、病状の悪化、不眠などの症状が発生する 時間が経過とともに、徐々にボランティア等が疲労し、数自体も減少し、被災者自らによる自立した避難所運営が必要となる 	<p>【避難者数：5,000人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関の部分復旧等にともない、遠方の親族・知人等を頼った帰省・疎開行動が始り、特に、津波浸水エリアを中心に避難所外への避難者比率が高まっていく
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 多くの避難者数の発生、地震後の混乱による回収困難等による処理能力の不足などにより、回収・処分困難な生活ごみが大量に発生 	(同左)	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> 用地不足等により、災害廃棄物等の仮置場の確保が困難 上下水道施設の復旧の長期化、交通渋滞・道路復旧の長期化により、バキュームカーによる収集処理作業が難航 	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場等への道路の渋滞、人員不足等で倒壊建物等の解体作業・搬送作業が遅延 	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な量の災害廃棄物を処理するため、被災地内だけではなく、広域的な処理が必要 膨大な量の災害廃棄物を処理するため、可燃物・不燃物の分別やリサイクルのための分別の作業が長期化 建物の解体にともなう粉じん・アスベストの飛散による衛生環境の問題が発生する可能性あり

4 津波災害対策の基本的な考え方

想定される2つのレベルに対して、それぞれ以下のような考え方で対策を推進する。

(1) 「レベル1」への対応（被害抑止策）

人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、海岸保全施設等を整備し、できる限り被害を抑止する被害抑止策を基本とする。

(2) 「レベル2」への対応（被害軽減策）

最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等の現在のハード対策では物的な被害を防ぎきれないため、人命を守ることを最優先とした被害軽減策を基本とし、住民の避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

【ハード対策】

- ① レベル1の津波高を対象とした防潮施設等の計画的な整備・補修・補強の推進
- ② レベル2の津波を想定し、津波が防潮堤を越流した場合でも、粘り強く防潮堤が機能する構造への補強対策の検討および実施
- ③ 防潮扉、水門等の閉鎖体制の確立と作業員の安全確保

【ソフト対策】

- ① 市民・事業者への南海トラフ地震の情報発信と避難の啓発
- ② レベル2の津波浸水想定地域を対象とした避難対策の推進
- ③ レベル2の津波を想定した避難訓練の実施や防災教育の推進

第3節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する国評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の4つがある。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none">・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none">・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※モーメントマグニチュードとは：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2章 南海トラフ地震への備え

第1節 物資、資機材、人員等の調達・確保等

1 資機材の調達・確保【本部班、消防部】

「第1部 災害への備え 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 防災施設等の整備」による。

2 人員の確保・配置【対策本部事務局、各対策部】

「第1部 災害への備え 第3章 防災組織の災害対応力の強化 第1節 災害応急活動体制の整備」による。

第2節 他機関に対する応援要請

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第1章 災害応急活動体制の立ち上げ 第4節 防災関係機関との連携」による。

第3節 迅速な救助を行うための整備・体制

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第5節 救急・救助活動対策」による。

(1) 防災拠点施設等の耐震化の推進

災害時に防災の中核拠点となる施設の耐震化を推進する。なお、地震防災対策特別措置法に基づき、高知県において定められる地震防災緊急事業5箇年計画と連携して進める。

(2) 初動体制の強化

「第1部 災害への備え 第3章 防災組織の災害対応力の強化 第1節 災害応急活動体制の整備」による。

(3) 防災対応マニュアルの活用と充実

過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、地震対策等に関わる項目について、防災対応マニュアルを整備しており、災害発生時にはこれらのマニュアルを活用する。防災対応に関するマニュアルについては、以下のとおりである。

なお、これらのマニュアルは、防災訓練等を通じて検証をするとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

マニュアル	所管課
災害対策本部設置アクションカード	防災対策課
各部班災害時行動マニュアル	防災対策課
消防計画	消防本部
地震対策マニュアル	消防本部
多数傷病者対応マニュアル	消防本部

(4) 資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、消防・救助資機材および安全装備品の整備について計画的に行う。

2 緊急消防救助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第4節 消火活動対策 第5節 救急・救助活動対策」による。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

他都市や防災関係機関とは、様々な分野での災害応援協定を締結し、大都市、近隣市町村、団体、企業との連携強化に努めており、今後も応援協定の締結を推進する。

4 消防団等の充実

市は、消防団に関し、入団促進による人員確保、装備・施設の充実、教育・訓練の充実に努めるとともに、大規模災害時に市民・事業者が率先し、迅速な防災対応や救助・救援が行えるよう、市民防災リーダーの育成や応急手当普及員の育成に取組む。

(1) 消防団による防災活動の推進

消防団は地域防災の中核として、多様化する都市災害や大規模災害に対応するため、地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

① 消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神である。大規模災害時において、地域防災の中核となる消防団の装備や研修、訓練の充実を図り、大規模災害時に自らが判断し、的確な活動を実施できる消防組織へと育成を進める。

② 防災知識の普及

地域の防災リーダーとして消防団は自主防災組織や住民に対して地域防災講習会等を実施し、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

③ 各種訓練指導

初期消火訓練、応急手当の普及啓発、通報、避難要領の指導等を行う。また自主防災組織等に対して、消火用ボックスの取扱や放水訓練の指導を行う。

④ 消防団員の確保

地域の防災の担い手として中核的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけるほか、事業所にも協力を働きかけるなどの入団促進を進める。

第4節 避難意識の普及・啓発対策

市は、住民等の津波避難に関する意識啓発を推進するため、以下の事項に取組む。

1 津波防災啓発広報の実施

市は、津波浸水想定地域の住民や企業等が日頃から津波を警戒する意識を持ち、いざという時に的確に避難できるよう以下の情報を広報する。

- ① 対象地域
- ② 津波時の避難先
- ③ 避難路に関すること
- ④ 避難指示などの避難に関する情報の伝達方法
- ⑤ 避難所にある設備物資および避難所で行われる救護の措置
- ⑥ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

第5節 要配慮者への対応

1 要配慮者への対応のための日頃からの取組み【防災対策課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課、消防本部】

「第1部 災害への備え 第3章 防災組織の災害対応力の強化 第3節 要配慮者支援対策」による。

第6節 帰宅困難者への対応

1 帰宅困難者対策【防災対策課、高知県、報道機関、鉄道事業者等】

「第1部 災害への備え 第3章 防災組織の災害対応力の強化 第4節 帰宅困難者・観光客対策」による。

第3章 津波からの防護、円滑な避難に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

港湾、河川、海岸、漁港等における、津波からの防護のための防潮堤、防潮扉、水門等（以下「防潮施設等」という）に関する整備、日常および緊急時の対応は、以下の事項に配慮して実施する。

1 基本方針

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

高潮による越波被害を防ぐと共に、室戸市～土佐市をはじめとする侵食の激しい海岸においては、総合的な土砂管理との連携により海浜の確保を図る。

近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする地震・津波による浸水被害が想定される地域では、津波から人命や財産を守るため、ソフトとハードの両面から防災機能を高める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

河川、海岸、港湾および漁港の管理者（以下「各管理者」という）は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮施設等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検や施設管理を行う。

(2) 津波時の体制確立

各管理者は、津波時の迅速な対応が可能になるよう水門等の閉鎖体制を確立する。

なお、水門等の閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖に係る作業員の安全管理に配慮する。

※ 陸こうは常時閉鎖されている。

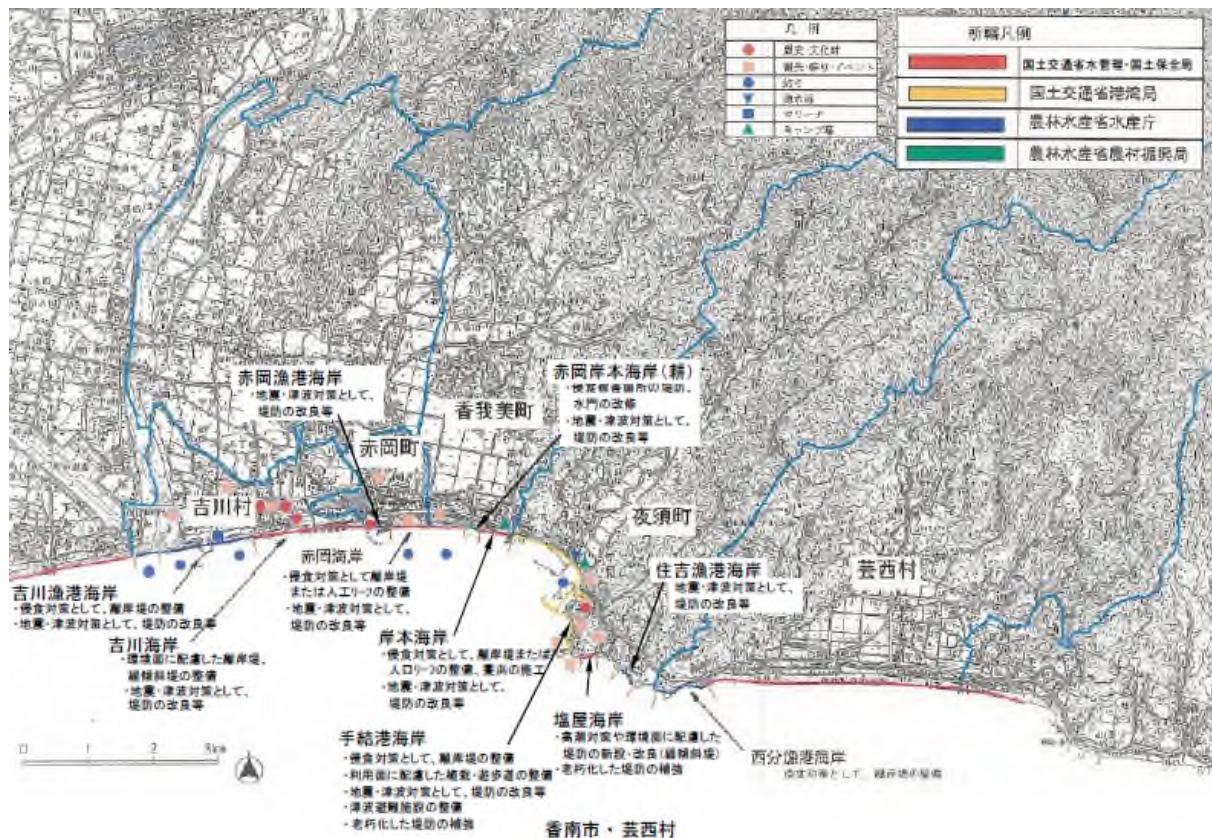
(3) 津波時の迅速な対応

各管理者は、津波が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖等の措置を講じる。また、工事においては工事の中止等の措置を講じる。

(4) 平日の夜間、休日等における水門の閉鎖

各管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、平日の夜間、休日等で水門を開放する必要がない時は、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

2 安芸②地域海岸（塩屋海岸～赤野漁港海岸）および南国香南地域海岸（手結港海岸～十市前浜海岸）港湾管理者の対応【商工水産課】



(1) 防潮施設等の計画的整備等の実施

1) 海岸等の地震・津波対策の推進

- ・土佐湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、高潮津波波浪対策による生活基盤の安全性の確保、海岸侵食の防止、海岸環境の保全を図るとともに、現在防護を必要とする海岸の保全区域内の施設について整備を促進する。
- ・本市の海岸堤防の水面からの高さは、吉川町から香我美町岸本にかけて約10m、夜須町で約5mとなっている。これらの堤防は、本市の災害対策の命綱であり、東日本大震災を踏まえ、かさ上げや強靱化、さらには離岸堤や潜堤、人工リーフなどの複数の施設を組み合わせた津波・高潮対策の推進を、国・県に要望しつつ、推進する。

2) 海岸保全施設の整備促進

- ・市域内の海岸保全施設において災害発生の危険性が予想されるものについて、高潮や津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、整備促進に努めるよう国や県に要望する。

3) 河川等における津波浸水対策の推進

- ・河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進める。

4) 陸こう等の常時閉鎖

- ・津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等（陸こう、管渠等の開口部）の常時閉鎖を継続する。

5) 津波による漂流物対策の推進

- ・津波による漂流物がもたらす被害を軽減し、港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化を図るために、漂流物対策を進める。
- ・津波の際に漂流物となる、港内を航行中または在泊中の船舶に流出防止対策への協力と情報提供を行うとともに、港湾や海岸に放置された沈廃船等の処分を実施する。
- ・津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈廃船等の処分を実施する。
- ・津波の際に漂流物となる、放置された沈廃船等の処分に向け、撤去指導および代執行を行う。
- ・市管理漁港（吉川・住吉）において津波の際に漂流物となる、放置船された沈廃船等の処分を促進するため、処理経費への補助を行う。
- ・港湾および海岸の漂流物を防止する津波バリアー等の検討を継続するとともに、コンテナ、木材等の野外蔵置貨物の流出防止対策の検討を行う。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第2部 いのちを守る・つなぐ 第1章 災害応急活動体制の立ち上げ 第3節 災害情報の広報・広聴」に定めるほか、次の事項に配慮する。

1 津波に関する情報伝達等【本部班、消防部】

県および市は、津波に関する情報を、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者ならびに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達することとする。また、災害情報およびこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

2 防災関係機関相互の情報の共有【本部班】

市は、災害情報およびこれに対する措置に関する情報を、県および防災関係機関と相互に共有する。

3 居住者等への広報

市は、地震発生後、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という）、および市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下「観光客等」という）に対し、津波情報を広報する。

（1）広報の内容【本部班、広報班】

- ① 発生した地震、津波および余震等、今後の地震・津波に関する情報
- ② 避難指示などの避難に関する情報
- ③ 避難所に関する情報
- ④ その他、住民、事業者が早急に取るべき措置および被災者のニーズに応じた情報

（2）広報の手段

市は、津波被害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う広報活動、広報車、防災行政無線等の手段により、迅速に広報活動を実施する。

1) 報道機関の協力を得て行う広報活動【広報班】

市は、災害発生直後に「災害時プレスセンター」を特設し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

また、県では、NHK高知放送局、高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ、エフエム高知と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。市は、やむを得ない場合を除き、災害時の放送要請は県知事を通じて実施する。

今後、コミュニティ放送（FM）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関については災害情報に関する放送の実施に関する協定締結を進める。

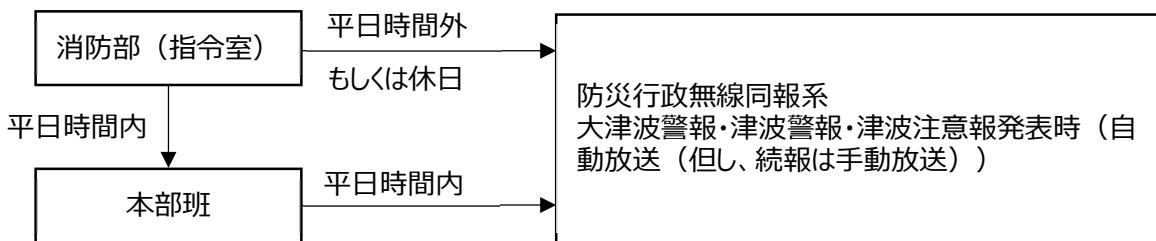
2) 広報車による広報

より綿密な広報活動を実施するため、広報車（自転車・バイク等含む）による広報活動の実施を検討する。ただし、時間的制約や道路の通行障害等により、巡回区域に制約を受けることが予想されるため、必要に応じて警察その他防災関係機関へ協力を要請する。

なお、広報活動の実施にあたっては、津波の到達時間に留意し、作業員の安全確保についても十分検討する。

3) 防災行政無線による広報【本部班、消防部】

市は、防災行政無線により、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。防災行政無線による大津波警報・津波警報・注意報発表時の情報連絡は下図のとおりとする。



市は、あらかじめ防災行政無線の放送内容の文案を定めるとともに、その他の情報については適宜、手動放送により広報する。

4) 「香南市メール配信サービス」を活用した情報伝達【本部班、広報班】

市は、希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震情報・津波情報・気象情報）、避難情報等を発信するシステムである「香南市メール配信サービス」を活用し、市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

5) 緊急速報メール（エリヤメール）を活用した情報伝達【本部班、広報班】

市は、緊急速報メール（エリヤメール）を活用し、市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

6) 要配慮者に対する広報【本部班、広報班、要配慮者班】

ア 障害者、高齢者に対する広報

市は、自主防災組織等地域住民の協力を得ながら、近隣に居住する障がい者、高齢者等に対する広報活動を実施する。また、地域住民が、近隣に居住する障がい者、高齢者等の所在や家族構成等を把握できるよう、プライバシーに配慮しつつコミュニティづくりを進める。

また、各種障がい者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報活動を実施する。

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙、香南市ホームページ）、テレビ広報番組の字幕による放送等により広報活動を実施する。

視覚障がい者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し情報を提供する。

イ 外国人に対する広報

市は、外国人向けへの情報を提供するとともに、領事館や外国人コミュニティ等への情報提供を通じて広報活動を実施する。

7) 公共交通機関に対する災害情報の提供【本部班、広報班、公共交通機関】

市は、関係機関等の協力のもと、公共交通機関において、高知県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、直ちに車内や駅、ターミナル等の主要拠点で情報提供を行い、適切な対応ができるよう検討する。

8) その他の広報手段の確保【本部班、広報班】

ア 市は、市ホームページでの災害情報の掲示、携帯サイトでの災害情報の掲示等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範囲な手段の確保に努める。

イ 道路管理者は、走行中の自動車に対するITS、可変サイン等による情報提供と、迂回の指示が可能なシステムを検討する。

(3) 市民・事業者の広報入手【本部班、高知海上保安部】

市民・事業者は、緊急時の災害情報が迅速に入手できるよう、テレビ、ラジオ、携帯電話等の受信機器（停電時でも使えるものが望ましい）を備えておくよう努める。

4 船舶に対する伝達

(1) 入出港中および在泊中の船舶への情報伝達

市は、既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁または大阪管区気象台（以下「気象庁等」という）からの津波情報を伝達する。

高知海上保安部は、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報を入手に努めるとともに、市および防災関係機関は船舶関係者に対し、情報伝達に努める。

(2) 船舶所有者・団体への情報伝達

① 関係船舶団体によるマニュアルの作成

大型貨物船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集連絡のための体制、津波が到達するまでの時間を考慮して、船舶、漁船等の固定、港外退避などの船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。

② 市および高知海上保安部の支援

市および高知海上保安部は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、同団体との連絡体制を整備する。

(3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾、漁港管理者は、船舶所有者および漁業協同組合と津波警報が発表された場合等において、船舶の安全対策について適切な措置を講じられるよう、事前に協議しておくこととする。

(4) 市域における被害情報の迅速な把握【本部班、情報収集班】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第1章 災害応急活動体制の立ち上げ 第2節 情報通信、第3節 災害情報の広報・広聴」による。

第3節 避難対策等

津波からの避難対策については、住民等の生命を守ることを最優先とし、最大クラスの津波（レベル2）を対象とする。

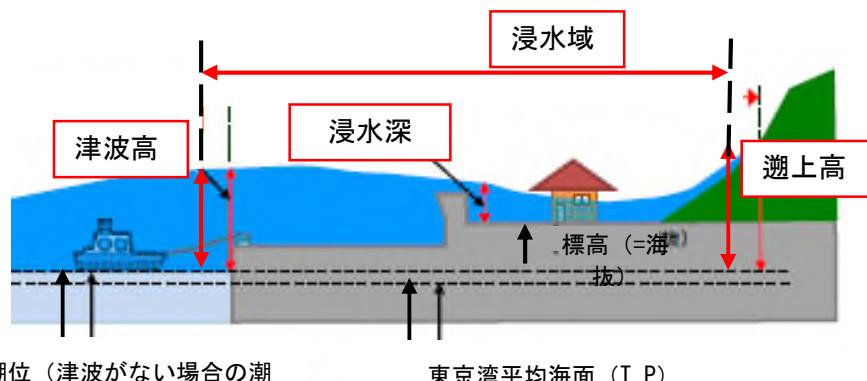
1 津波に備えるエリア

(1) 津波に備えるエリア【本部班、広報班、消防本部】

① 津波浸水想定地域

高知県が発表した「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定」に基づき、津波により浸水する可能性が高い地区を「津波浸水想定地域」とする。

当該地域の居住者等は、大津波警報または津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。



平常潮位（津波がない場合の潮） 東京湾平均海面（T.P.）

用語	定義
津波高	平常潮位（津波がない場合の潮位）と、津波により上昇した海面の高さとの差
浸水深	浸水域の水面から地面までの深さ
参考	平常潮位 ^(※) 津波がない場合の潮位
	東京湾 平均海面 東京湾のある代表地点における平常潮位の海面。標高の基準となる
	標高（海拔） 東京湾平均海面（T.P. +0.0m）からの地表面の高さ
	遡上高 海岸から内陸へあがった津波が到達した地点の標高と平常潮位の高さの差。

2 津波避難の呼びかけおよび避難指示の発令

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、市長は、必要に応じて海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

また、気象庁（または大阪管区気象台）から津波警報等の発表がなされた場合は、津波浸水想定地域に対して、避難指示を発令する。

■ 気象庁の発表に応じた対応

警報等	対応※	対象地域
大津波警報・津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定区域
津波注意報 その他（津波予報等）	津波の注意喚起	海岸付近 (海浜にいるもの・海岸付近の住民)

※その後の地震・津波情報の更新により、警報、注意報等の発表が変更された場合は、速やかに新たな地震・津波情報に基づいた対応を実施する。

(1) 避難指示の発令

市長は、高知県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、津波浸水想定地域に対して、避難指示を発令する。

【補足】

気象庁は、地震が発生した時に地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求められないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表され、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予報の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	表記しない

(2) 避難指示の解除【本部班、消防部】

市長は、高知県沿岸に対する大津波警報または津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難指示を解除する。

(3) 避難指示の発令、解除の伝達方法【本部班、消防部】

避難指示の発令基準、避難指示の発令および解除の伝達方法は、「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策 1 避難指示等の発令・周知」による。

(4) 警戒区域の設定【本部班、消防部、県警本部】

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合は、生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官、消防隊員は危険防止その他必要な予防に努める。

3 津波時の避難行動

(1) 津波からの避難

津波からの避難は、津波避難タワーや地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する立退き避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに立退き避難できない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上に移動し、緊急的に津波から身を守る屋内安全確保も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、徒歩を原則とする。

① 立退き避難

立退き避難は、津波浸水想定地域外へ速やかに避難するが、その避難先として、指定緊急避難場所（津波）がある。この指定緊急避難場所（津波）は、開けた広い屋外空間とし、広い公園、小中学校のグラウンドなどとする。

② 屋内安全確保

屋内安全確保は、堅牢な建物の3階以上を基本とする。この屋内安全確保先として、津波避難計画等で地域が指定した津波緊急避難場所がある。

③ 2次避難および帰宅

津波避難後、津波警報の解除、避難指示の解除などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。自宅が地震や津波で被災して帰宅できない場合は、指定避難所等や知人宅等へ2次避難する。

地震発生からの避難行動については、「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策 2 避難の誘導」による。

(2) 津波時の避難路

津波時の避難経路は、地震の影響による建物・施設等の倒壊や火災の影響を加味し、概ね幅員8m以上の道路をめやすとして、津波避難地に至る経路を避難者各自が選択する。

(3) 避難場所の整備および避難先施設・避難路等の安全性の確保

市は、津波避難場所の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。あわせて、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強の啓発に努める。

(4) 居住者等における取組み

津波浸水想定地域の居住者等は、津波時の避難先、避難路、避難方法および家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

(5) 対策計画を作成する事業所等における措置

対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

(6) 自衛消防組織における取組み

事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画および災害対策本部の指示にしたがい、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を取るように努める。

4 指定緊急避難場所（津波）および避難所

(1) 指定緊急避難場所（津波）

市は、津波発生時または発生するおそれがある場合に、その被害から緊急的に避難する場所を、指定緊急避難場所（津波）とする。

指定緊急避難場所（津波）は、津波浸水想定区域外および津波浸水想定区域内で津波が浸水するおそれのない場所に一定の広さを有した屋外空間を基本とする。

なお、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者などが、津波到達時間までに立退き避難できない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の3階以上を指定緊急避難場所に指定する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、外階段やスロープの有無、使用可能な（開放）時間帯、進入口・進入路などに留意して指定する。

指定する場所・施設の条件については、以下のとおりである。

① 津波浸水想定地域外の指定

- ・広い公園、広場など
- ・小学校・中学校のグラウンド
- ・地域津波防災計画で指定した避難場所

② 津波浸水想定地域内の指定

- ・堅牢な建物（新耐震基準で設計された鉄筋コンクリートおよび鉄骨コンクリート構造）
 - ・原則3階以上の階層
- (想定される浸水深以上の高さが十分確保できる場合はこの限りではない)

(2) 避難所

① 避難所への2次避難

避難所については、津波警報等が解除されたのち、地震・津波の影響で自宅が被災して帰れない場合に、避難生活を送る場所として使用する。

② 津波時の避難所の開設

ア 津波浸水想定区域内の対応

市は、地震後、高知県沿岸に対する大津波警報または津波警報が発表された場合は、基本的に浸水被害のおそれがある津波浸水想定地域内の避難所の開設を見合わせる。

なお、立退き避難のための指定緊急避難場所に位置づけられた避難場所については、避難の緊急性から、原則として避難者自らが施設の安全性を確認して避難する。

イ 津波浸水想定区域外の対応

市は、津波発生にともなう避難指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波浸水想定区域外の避難所を速やかに開設する。

開設は、避難場所となる建物およびその周辺の安全を十分確認した上で行う。

ウ 災害の状況が把握できてからの対応

市は、津波災害の拡大のおそれがなくなったと判断した場合は、速やかに津波浸水想定区域内にある避難所およびその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて開設する。

(3) 円滑な避難所の運営

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策 3 避難所の開設・運営」による。

5 避難誘導体制

市は、津波浸水想定区域の住民等を対象とし、当該地域の自主防災組織等、管轄の警察および消防と相互に協力し、適切な避難誘導体制を整備する。

(1) 避難誘導のための情報提供【本部班、広報班、消防部】

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、指定緊急避難場所（津波）等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

(2) 避難路の確保【消防部、県警本部】

市は、津波浸水想定地域において避難路のめやすとしている幅員8m以上の道路を中心に、状況に応じて誘導員を配置して避難路の確保と事故防止に努める。

避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(3) 地域住民に対する避難誘導【消防部、県警本部】

避難指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、地域単位で指定緊急避難場所（津波）等に誘導する。

なお、避難誘導の実施にあたっては、大津波・津波警報解除後とし、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

(4) 観光客等に対する避難誘導【本部班、消防部、県警本部、各施設管理者】

市は、観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の設置者または管理者およびその地域の関係機関と、地震、津波時の避難誘導対策についてあらかじめ協議・調整し、施設設置者、管理者が情報伝達および避難方法、避難誘導の手段を定めるよう指導する。

(5) 集客場所等での表示【各施設管理者】

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、津波浸水想定図の掲示や、津波時の避難先および避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

(6) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策【本部班】

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議し、港湾関係事業者・漁業協同組合等が情報伝達および避難方法、避難誘導の手段について定めるよう指導する。

(7) 各船舶の港外退避等【本部班、高知海上保安部】

高知海上保安部、市は、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、各船舶の被害防止措置を定めて関係船舶団体への周知に努める。

各船舶は、大津波警報または津波警報等が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

6 避難行動要支援者・外国人への支援

支援にあたっては、対応者の避難に要する時間に配慮しつつ、特に次の事項に努める。

(1) 避難行動要支援者の把握【要配慮者班】

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、「香南市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等の推進に努めるものとする。

避難行動要支援者への避難行動の支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

(「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第2節 要配慮者支援対策」を参照。)

(2) 要配慮者の避難【要配慮者班、消防部】

津波の発生のおそれにより、市長（または消防長）が、避難指示を発令した時は、(1)に掲げる者の避難時の介護および搬送は、原則として本人の親族が担当し、あわせて本人が属する地域の消防団が支援する。

このため、市は日頃から、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに取組む。

(3) 福祉避難所の明示【要配慮者班】

市は、福祉避難所を明示する。

(4) 外国人の避難誘導等【本部班、広報班市長室】

市は、あらかじめ関係団体と協議して、外国人に対する避難誘導等の対応について定める。

第4節 地震発生時の応急対策

1 施設の緊急点検・巡視【全対策部】

特に防災活動の拠点となる公共施設および避難場所に指定されている施設等の管理者は、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等および避難場所に指定されている施設

市役所、消防署、消防屯所、避難所（小中学校、体育館、公民館等）、救護病院、備蓄倉庫、給食センター、運動広場、野市ふれあい広場、上下水道施設、衛生センター

2 救助・救急活動・医療活動【消防部、保健医療班】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第5節 救急・救助活動対策 第6節 医療救護活動対策」による。

3 消火活動【消防部】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第4節 消火活動対策」による。

4 物資調達【物資調達班】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第7節 食料、飲料水および生活必需品の調達、供給活動」による。

あわせて、発災後適切な時期に、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他都市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

5 輸送活動【建設部、消防部、県警本部、高知運輸支局、高知海上保安部、鉄道事業者、輸送事業者】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第3章 まちの機能をいち早く回復する 第1節 交通の確保、第2節 緊急輸送活動」による。

6 保健衛生活動・防疫活動【環境衛生班、保健医療班】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第8節 保健衛生等対策」による。

あわせて、浸水およびライフライン等の寸断からの環境衛生の悪化による伝染病や集団食中毒等の発生を防止するため、必要に応じ検病調査班、防疫班を編成し、必要な対策を集中的に実施する。

7 二次災害の防止【建設部、上下水道部、消防部、ライフライン各社】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第3章 まちの機能をいち早く回復する 第4節 災害拡大防止活動」による。

第5節 消防機関の活動

1 重点的に講ずる措置

消防部は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導※
- ③ 応急浸水対策
- ④ 自主防災組織等の各種対応に関する指導
- ⑤ 救助・救急等

※避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

2 動員、配備計画等の作成

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備および活動計画は、消防本部地震対策マニュアルに定めるところによる。

第6節 ライフライン事業者および放送関係機関の対策

1 ライフライン関係の措置

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第3章 まちの機能をいち早く回復する 第3節 施設・設備およびライフラインの応急復旧活動」による。

2 放送関係機関が行う措置

(1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送関係機関は、放送が居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達手段として不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じた時は、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係機関は、県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等および観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

(3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係機関は、発災後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的な内容を定める。

第7節 交通対策

1 道路に関する措置【建設部、四国地方整備局、県警本部】

県公安委員会および道路管理者は、津波による危険が予想される路線および避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

2 海上に関する措置【本部班、高知海上保安部】

高知海上保安部、港湾管理者および漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づく必要な措置を取る。

3 鉄道・バスに関する措置【公共交通機関】

鉄道事業者およびバス事業者は、走行路線の中で、津波による危険が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。このため、走行中の列車、車両の乗客や駅、停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定めるなど、必要な安全確保対策を実施する。

第8節 市が自ら管理または運営する施設に関する対策

市が自ら管理または運営する施設に関する対策は、原則として、南海トラフ地震特措法第7条第4項に基づき対策計画で定める事項に準じ、以下の事項について配慮する。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等における管理上の措置は概ね次の事項とする。

(1) 各施設に共通する事項

- ①高知県沿岸に対する津波警報等の入場者等への伝達
- ②入場者等の安全確保のための避難等の措置
- ③出火防止措置
- ④地下施設がある場合は地下施設への浸水防止措置
- ⑤その他日頃からの備え
 - ・施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ・水、食料等の備蓄(施設管理者用)
 - ・消防用設備の点検、整備
 - ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報を入手するための機器の整備
 - ・建築物の耐震性の確保

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等

ア 重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のために必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等

ア 当該学校等が本市の定める津波浸水想定区域にある時は、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者の措置

災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、前頁の1 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置の(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取る。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

(2) 避難所等の管理者の措置

避難所等の管理者は、前頁の1 不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置の(1)、または(2)に掲げる措置を取るとともに、避難所または医療救護所の開設・運営に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

行政、ライフライン、公共交通等、各分野における南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の方向性について明らかにし、具体的な防災対応の検討を行ない、事前に計画としてとりまとめ、情報が発表された際には、計画に従って確実に実施する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対する注意のため、次節に記述する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策と同じ措置をとる。

1 情報の伝達及び災害対策本部等の設置基準

（1）情報の伝達

市は、気象庁や県等関係機関からの情報を早期に共有・伝達して災害対策に反映する。細部に関しては、「第3章津波からの防護、円滑な避難に関する事項 第2節 津波に関する情報の伝達等」に準じる。

（2）災害対策本部の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の情報を確認した場合速やかに災害対策本部に移行する。細部に関しては、「第3篇 第1部 第3章 防災組織の災害対応力の強化 災害対策本部（3号配備）」に準じる。

2 市民への周知

（1）周知内容【統括部】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

（2）呼びかけ【広報班】

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨の呼びかけを行う。

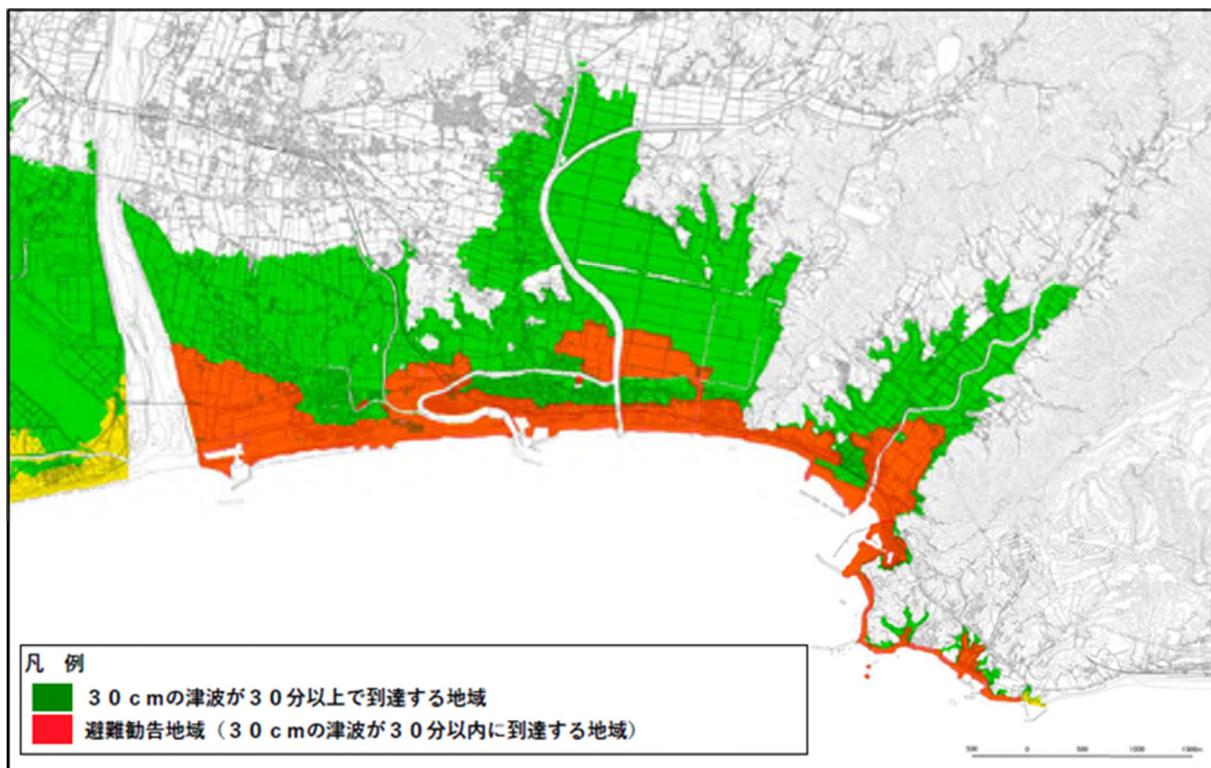
（3）広報の手段【広報班】

「第3章津波からの防護、円滑な避難に関する事項 第2節 津波に関する情報の伝達等」に準じる。

3 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等【全対策部】

- ① 市は、事前に避難しておくことが望ましい地域として平成24年12月の県の津波浸水予測による30cmの津波が30分以内で到着する地域の全てを「住民事前避難対象地域」及び「高齢者等事前避難対象地域」(以下、「事前避難対象地域」という。)として設定し、同地域に対して、避難指示を発令する。
- ② 市は、市民が安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難実施に係る次の内容を事前に検討し具体的な指示を行う。
 - ・避難場所等から避難所に移動するタイミング
 - ・開設する避難所
 - ・移動要領、移動経路
 - ・避難所の運営要領
- ③ 事前避難対象地域（平成24年12月の県の津波浸水予測による30cmの津波が30分以内で到着する地域）



- ④ 市は事前避難対象地域外で次の対象者について自主避難を呼びかける。
 - ア 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）内にお住まいの方
 - イ 耐震性の不足する住宅にお住まいの方
 - ⑤ 市は、事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- ※ 市は、上記の対象条件等に関係なく「積極的な自主避難」を推奨する。

(2) 地域住民等の安全確保等【全対策部】

「第2部 いのちを守る・つなぐ 第2章 市民の安全確保と生活支援 第1節 避難者対策」に準じる。

4 消防機関等の活動

(1) 措置・対策【本部班、消防部】

市は、香南市消防本部及び香南市消防団（水防団）による出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を事前に定めておく。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導
- ③ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「香南市水防計画」に準じ、必要な措置を実施する。
- ④ 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うため必要な場合は、県からの支援を受ける。

5 社会秩序維持活動等

(1) 防犯対策【本部班、県警本部】

市は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、高知県警察に支援を依頼するとともに最新の情報を様々な手段で広報する。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

6 ライフライン等の対策【本部班、物資調達班、避難所管理班、上下水道部、ライフライン各社】

市は、必要なライフラインの供給体制を確保する。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は、協定を結んでいる事業者等に協力を依頼し必要な措置を講じる。

7 交通対策

(1) 道路に関する措置【本部班、広報班、現地情報班、県警本部】

- ① 市は、高知県警察が定める運転者のとるべき行動や交通対策等の要領について、市民に周知する。
- ② 市は、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制する様、市民に周知する。

(2) 海上に関する措置【本部班】

市は、津波による危険が予想される漁港及び在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じる。

(3) 鉄道・バスに関する措置【公共交通機関】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行等について、あらかじめ鉄道・バス事業者と協議を行い、その対応を市民に周知する。

8 滞留旅客等に対する措置【本部班、消防部、県警本部、各施設管理者】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、観光地や商業施設、駅等に滞在する滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を事前に定めて周知する。また、その為に必要な場合、県と連携して措置を行う。

9 市が自ら管理または運営する施設等に関する対策【本部班、各施設管理者】

「第3章 津波からの防護、円滑な避難に関する事項 第8節 市が自ら管理または運営する施設等に関する対策」に準じるほか、以下の措置を行う。

(1) 学校、教育施設【本部班、学校教育班】

市は、各種学校等教育施設等に関し、避難指示発令中は、市内の施設を休校・休園等とし、避難所として備える。

(2) 公共土木施設等の対策【本部班、建設部】

- ① 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開を準備する。
- ② 河川、海岸及び漁港施設等について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定める。

(3) 工事中の建築物等に対する措置【各施設管理者】

工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、県が示す下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- ① 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- ② 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

1 情報の伝達及び災害対策本部等の設置基準

(1) 情報の伝達

市は、気象庁や県等関係機関からの情報を早期に共有・伝達して災害対策に反映する。細部に関しては、「第3章津波からの防護、円滑な避難に関する事項 第2節 津波に関する情報の伝達等」に準じる。

(2) 災害対策本部の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の情報を確認した場合速やかに災害対策本部に移行する。細部に関しては、「第3篇 第1部 第3章 防災組織の災害対応力の強化 災害対策本部(2号配備)」に準じる。

2 住民への周知

(1) 周知内容【本部班】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

(2) 呼びかけ【広報班】

市は、市民に対し、「日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨」および「事前避難対象地域（平成24年12月の県の津波浸水予測による30cmの津波が30分で到着する地域）にお住まいの方」、「土砂災害警戒区域内にお住まいの方」、「耐震性の不足する住宅にお住まいの方」に「自主避難」を呼びかける。

(3) 広報の手段【広報班】

「第3章津波からの防護、円滑な避難に関する事項 第2節 津波に関する情報の伝達等」に準じる。

3 避難対策等【本部班、避難所管理班】

市は、自主的な避難者が避難できる避難所を確保する。その際、市民生活に影響が少ない避難所から優先して開設する。

4 市が自ら管理または運営する施設等に関する対策【各施設管理者】

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【本部班、医療要配慮者対策部、建設部、消防部、上下水道部、学校教育対策部】

(1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性および緊急度にしたがって年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備は概ね5箇年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

(2) 施設整備の方針実施内容

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）に基づき定められた「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」の定めるところ等により実施する。

また、地震津波対策に関する国の補助制度の充実等を要望する。

(3) 市の施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準（昭和56年以前の建築）の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

2 民間建築物の耐震化の推進【各施設管理者】

市は、「香南市耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化事業を進めるなど、すまい等の耐震化の啓発に努め、耐震診断の受診率向上、耐震改修の促進を図る。

(1) 住宅の耐震化

① 耐震診断事業

昭和56年以前の旧耐震基準による住宅を対象に耐震診断を実施している。

② 耐震改修補助

平成18年度から、旧耐震基準による住宅の耐震改修や、家具固定に対する補助を行っている。

(3) 耐震化の啓発

耐震診断、耐震改修の必要性とともに、家具の転倒防止等すまい方の工夫についても、広く市民への意識啓発を図る。

(2) 住宅以外の民間建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物および地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等について、耐震化に係る費用の一部を補助する制度により、耐震化を促進する。

第6章 地域防災力の向上および防災訓練に関する事項

第1節 地域防災力の向上

「第1部 災害への備え 第2章 災害に強い人・地域づくり」による。あわせて、自分のいのちは自分で守ることを基本理念とし、特に以下の事項について取組む。

1 津波避難計画の作成および活用【防災対策課】

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取組みが重要である。

市では、津波浸水想定地域を中心に津波による浸水の可能性が高く、津波時に速やかな対応が必要な地域を対象に、地域住民が主体となって津波防災・減災について検討する津波避難計画を策定を支援し、市内5地区で策定が完了している。

この津波避難計画では、地域の状況・特性を踏まえ、ワークショップやまち歩きを通じて、地震津波の基礎知識、津波時の情報収集・伝達、避難、要配慮者の支援、日頃からの備え、地域での取組みなどを検討する。

これらの検討結果をもとに、津波安全マップの作成・配布や津波からの避難を誘導するための表示板の設置、指定緊急避難場所（津波）の選定・指定などを行っている。

市、消防本部が中心となり、津波避難計画に基づいた防災訓練などを実施し、地域住民の津波への意識向上を図るとともに、地域の津波防災力の向上に努める。なお、自主防災組織訓練などを通じて、地域間の連携など考慮した取組みも実施する。

第2節 防災訓練に関する事項

1 防災訓練の実施【防災対策課、県、防災関係機関】

(1) 大規模な地震を想定した市総合防災訓練の実施

大規模地震・津波発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。このような、地震・津波災害の特性から、市総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互および防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(2) 具体的かつ実践的な訓練の実施

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にする。その目的に応じて災害の規模や被害想定、訓練内容、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域からの応援を想定するなど、次のような具体的かつ実践的な訓練となるよう努める。

1. 要員参集訓練および本部運営訓練
2. 要配慮者、外国人、観光客等に対する避難誘導訓練
3. 津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 訓練内容の充実への努力

訓練内容を高度かつ実践的なものとするため、訓練実施後に評価・検証を行い、改善に努める。

2 学校における防災訓練の実施【教育委員会】

学校教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、大規模災害を想定した避難訓練等を実施するものとし、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

学校における訓練では、教育委員会の指導のもと、次の点に留意して定期的に訓練を行うものとする。

- ① 地震に際して、落ち着いて、しかも素早く行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。
- ② 避難訓練を通じて、防災意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。
- ③ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 広域での防災訓練の実施【防災対策課】

市および県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

4 地域での防災訓練の実施

大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。市・消防本部および関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言および指導を行うものとする。

(1) 市民等が実施する訓練

市民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

(2) 家庭で実施する訓練

家庭では、あらかじめ非常持ち出し品、安全点検箇所、役割分担、避難先等について話し合っておく「家庭防災会議」の実施を呼び掛ける。

(3) 事業所で実施する訓練

事業所では、警戒・避難の方針等をあらかじめ、周知、徹底しておくことなどについて広報を行う。

5 訓練の実施・指導等

防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行いうよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

6 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めるものとする。

7 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、妊娠婦、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

8 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育および広報に関する事項

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進する。

1 市職員に対する教育【防災対策課、消防本部】

市は、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 南海トラフ地震にともない発生すると予想される地震動および津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2 居住者等に対する啓発【防災対策課】

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前講習の活用など、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- ① 南海トラフ地震にともない発生すると予想される地震動および津波等の知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ 地震発生時の出火防止、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流、地すべり）の知識
- ⑧ 各地域における指定緊急避難場所および避難路に関する知識
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑪ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑫ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄および住宅内でのコミュニティ活動の活性化

なお、スーパーコンピューターを活用した次世代ハザードマップ等、先進的研究成果の活用についても検討する。

3 南海トラフ地震防災対策計画の作成促進【防災対策課、消防本部】

南海トラフ地震特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域にある施設や事業所を管理し、または運営するものは、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難を確保する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出が義務付けられている。

消防本部は、津波浸水想定区域内の浸水深が30cm以上の地域にある事業所を対象に「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出の促進に努める。

4 児童生徒等に対する防災知識の普及方法と内容【教育委員会】

- これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。
- 学校現場での取組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティーにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。
- 教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム（震災編）」等に基づく、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進し、自らの安全を確保するための行動および他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

【方法】

- 防災パンフレット等の配布
- 防災映画、防災ビデオ等の上映
- 防災教育講座の実施
- 避難訓練の実施
- 地域性や児童の発達段階を考慮した防災指導

【内容】

- 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- 災害発生のしくみ
- 防災対策の現状
- 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

5 市民への広報

市、県および防災関係機関は災害時における情報および被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関および住民に周知徹底し、被害の軽減と市民の心の安定を図るものとする。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえた計画的な取組みが必要であるため、地域ごとの津波避難計画を基に住民と行政が協力し、地域をあげての津波避難対策を推進する。

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次の通りである。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
香南地区 (吉川地域)	避難施設その他の避難場所	3カ所	平成27～令和3年度
香南地区 (赤岡地域)	避難施設その他の避難場所	2カ所	平成27～令和3年度
香南地区 (香我美地域)	避難施設その他の避難場所	2カ所	平成27～30年度
香南地区 (夜須地域)	避難施設その他の避難場所	1カ所	平成30～令和2年度
香南地区 (野市地域)	避難施設その他の避難場所	2カ所	平成28～令和6年度